

## 意見書案第 2 号

### 2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 5 年 6 月 23 日提出

議会運営委員長 谷 守

### 2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも 46.7 万人と、給与所得者の 24.3% に達しています。また、道内の常用労働者 216 万人(内パート労働者 64.7 万人)の内、45 万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第 2 条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針 2022 において、できる限り早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指すことが堅持され、令和 4 年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、近年の物価上昇は個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局においては、令和 5 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記事項について措置を講ずるよう強く要望します。

#### 記

1. 地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均 1,000 円になることを目指すことが堅持された経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額 1,054 円)を下回らない水準に改善すること。
3. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促すパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大を進めると同時に、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金の利用を促進し、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 6 月 23 日

士 別 市 議 会

(提出先) 北海道労働局長

地方財政の充実・強化に関する意見書について

地方財政の充実・強化に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 5 年 6 月 2 3 日提出

議会運営委員長 谷 守

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は骨太方針 2021 において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしています。それをもち増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

よって、国においては、2024 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざし、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 新型コロナウイルス感染症対策について、5 類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
3. 今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
4. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き地域デジタル社会推進費に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
5. 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準を OECD 先進国なみの基準に改善するための予算を措置すること。  
また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
6. まち・ひと・しごと創生事業費の 1 兆円については、新たに地方創生推進費として 2023 年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より

恒久的な財源とすること。

7. 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
8. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月23日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長

消費税インボイス制度中止を求める意見書について

消費税インボイス制度中止を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 5 年 6 月 23 日提出

議会運営委員長 谷 守

消費税インボイス制度中止を求める意見書

消費税の新しい仕入税額控除方式であるインボイス制度が本年 10 月に実施されます。

インボイス制度とは、消費税の仕入税額控除を受ける要件として、適格請求書（インボイス）の保存が必要となる制度です。

このインボイスを発行するためには、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録が必須となります。

これにより事業者はインボイスを発行することが可能となりますが、その一方で課税売上高に関係なく消費税課税事業者になります。

現行制度では、基準期間（法人は原則前々事業年度、個人は前々年）の年間課税売上高が 1,000 万円以下であれば消費税の納税が免除されていましたが、1,000 万円以下であっても消費税を納税することになります。

インボイス発行事業者にならない選択も可能ですが、その場合、取引先の事業者は仕入税額控除を受けることができないために新たな負担が発生し、取引自体が見直される可能性があります。

現に、日本商工会議所が 2022 年に実施した調査結果では、課税事業者の内約 3 割が免税事業者との取引は一切行わない、一部を除いて取引は行わない、経過措置の間は取引を行うと回答しています。そして、そのように回答した事業者の 6 割がインボイス発行事業者になるよう要請すると回答していることから、制度が導入されれば否応なく影響を受けることが容易に想像できます。

また、免税事業者が課税転換する際の課題として、消費税負担により資金繰りが厳しくなる、消費税分の価格転嫁が難しく、利益が減少すると多くの事業者が回答しています。

さらには、消費税は事業者が支払う直接税ですが、未だ国民が預けている間接税と誤った認識が蔓延していることから、本制度についての正しい認識が共有されていません。

現制度におけるインボイスが与える影響は、個人事業主や中小企業に新たな負担が発生するため、廃業や規模縮小もしくは雇用を控えるなど、多くの課題が懸念されます。長引くデフレに加え、コロナ禍や物価高騰などの打撃を受けている事業者に追い打ちをかけ、地域経済を疲弊させるものです。

よって、国においては、中小企業・小規模、個人事業者の存続と地域経済振興のため、インボイス制度の実施を中止、見直しを含め再検討するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 6 月 23 日

士 別 市 議 会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長